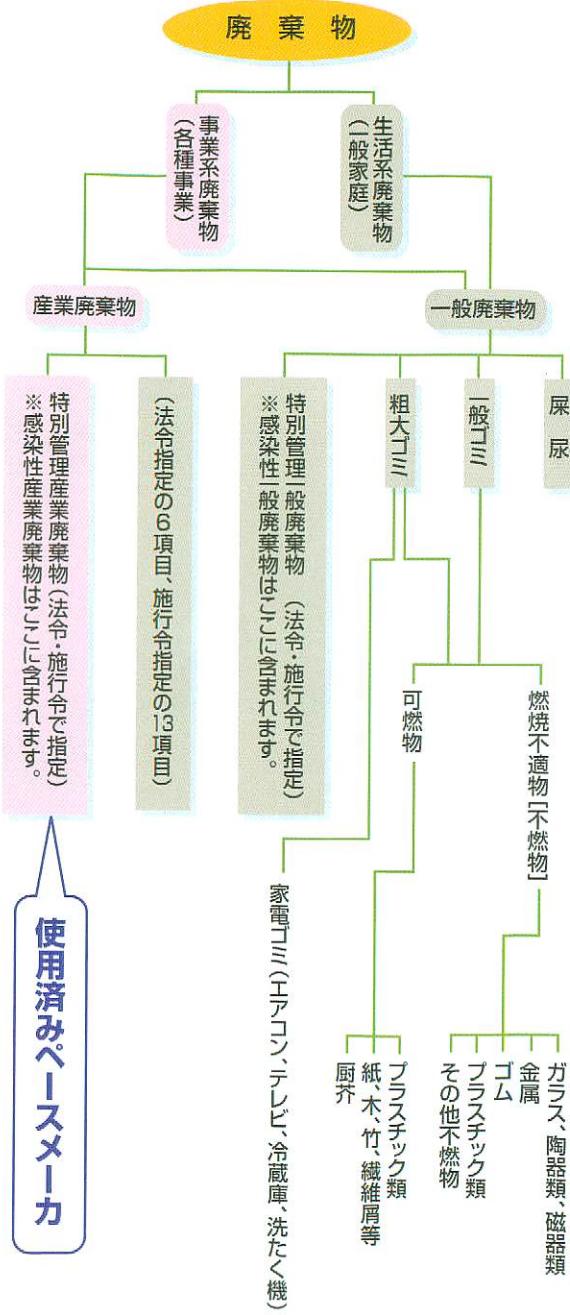


廃棄物の分類



■ 特別管理廃棄物の種類

区分	種類	備考
特別管理一般廃棄物	PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの。 昭和51年3月17日付環境整備課長通知「PCBを含む廃棄物の処理対策について」に従い処理。
	ばいじん	一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん。
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。
特別管理産業廃棄物	廃油	産業廃棄物である押発油類、灯油類、軽油類。
	廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2.0以下の廃酸。
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の廃アルカリ。
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物。
特定有害産業廃棄物	廃PCB等・PCB汚染物	改正前の廃棄物処理法で廃PCB等・PCB汚染物としていたものと内容は変わらない。
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及び、その除去工事から排出されるプラスチックシートなど。大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。
改正前の廃棄物処理法の有害産業廃棄物等		改正前の廃棄物処理法施行令別表第3の有害産業廃棄物又はしゃ断型最終処分場に埋め立てなければならないとされていた産業廃棄物(重複あり)。 令7条13号の2の産業廃棄物の焼却施設から排出される燃え殻・ばいじんで判定基準を超えるもの。

使用済みペースメーカーの 廃棄処理について

■ 廃棄物処理の委託区分

取扱う廃棄物の種類	業の許可区分	許可権者
一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	市町村長
	一般廃棄物処分業	
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事又は保健所を設置する市長
	産業廃棄物処分業	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業※	
感染性産業廃棄物	特別管理産業廃棄物処分業※	

※ 感染性廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を事業の範囲に含むものに限る。

■ 感染性廃棄物の範囲

- 感染性廃棄物とは、医療機関等から発生するもので、
1. 血液、血清、血液及び体液(精液を含む)並びに血液製剤(以下「血液等」という。)
 2. 手術等に伴って発生する病理廃棄物
 3. 血液等が付着した锐利なもの
 4. 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
 5. その他血液等が付着したもの
 6. 伝染病予防法、核規制法その他の法律(以下「伝染病予防法等」という。)に規定されている疾患等に罹患した患者等から発生したもの(以下「汚染物」という。)若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので1~5に該当しないものをいう。